# 人事院事務総長

# 給実甲第660号の一部改正について(通知)

給実甲第660号(単身赴任手当の運用について)の一部を下記のとおり改正 したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

なお、この通知の施行に伴う経過措置については、次に定めるところによって ください。

- この通知による改正後の規定の適用については、当該規定に規定する異動等には、この通知の施行の日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用を含むものとする。
- 二 次に掲げる職員については、それぞれ次に定める採用をこの通知による改正後の給実甲第660号規則第5条関係第1項第1号に規定する定年前再任用とみなして、同項、同条関係第6項及び規則第8条関係第2項の規定を適用する。
  - イ 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)(以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による採用(令和3年改正法第1条の規定による改正前の国家公務員法(昭和22年法律第120号)(以下「令和5年旧法」という。)第81条の2第1項の規定により退職した日(令和5年旧法第81条の3又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後

退職した日及び令和5年旧法第81条の4第1項若しくは第81条の5第 1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に よる採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限 る。)をされた職員又は令和3年改正法附則第4条第2項若しくは第5条 第2項の規定による採用(国家公務員法第81条の6第1項の規定により 退職した日(同法第81条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後 退職した日及び同法第60条の2第1項又は令和3年改正法附則第4条第 2項若しくは第5条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含 む。)の翌日におけるものに限る。)をされた職員 当該令和3年改正法 附則第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による採用、当該令和3年 改正法附則第4条第2項若しくは第5条第1項の規定による採用、当該令和3年 改正法附則第4条第2項若しくは第5条第2項の規定による採用又は国家 公務員法第60条の2第1項の規定による採用(同法の規定により退職し た日の翌日におけるものに限る。)

- ロ 令和3年改正法附則第4条第2項又は第5条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に国家公務員法第60条の2第1項の規定による採用をされた職員 当該国家公務員法第60条の2第1項の規定による採用
- ハ 「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について(令和4年2月18日事企法―37)」(以下「令和4年事企法―37」という。)の施行の日前に、令和4年事企法―37第17項の規定による改正前の給実甲第660号規則第5条関係第1項に規定する再任用をされた職員当該再任用

記

という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後

## 給与法第12条の2関係

- 1 一般職の職員の給与に関する 法律(昭和25年法律第95 号。以下「給与法」という。) 第12条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員は、住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転(次項において「官署異動等」という。)に際して同居していた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が転居しない職員又はこれに準ずる職員に限られるものとする。
- 2 前項の配偶者が転居しない職員に準ずる職員は、住居の移転を伴う直近の<u>官署異動等</u>に際して同居していた配偶者が転居し

改 正 前

## 給与法第12条の2関係

- 1 一般職の職員の給与に関する 法律(昭和25年法律第95 号。以下「給与法」という。) 第12条の2第1項の規定によ り単身赴任手当を支給される職 員は、住居の移転を伴う直近の 官署を異にする異動又は在勤す る官署の移転(<u>以下この項及び</u> 次項において「異動等」とい う。)に際して同居していた配 偶者が転居しない職員又はこれ に準ずる職員に限られるものと する。
- 2 前項の配偶者が転居しない職員に準ずる職員は、住居の移転を伴う直近の<u>異動等</u>に際して同居していた配偶者が転居した職

た職員のうち次に掲げるものとする。

- 一 配偶者が住居の移転を伴う 直近の官署異動等の直前に在 動していた官署の通勤圏(規 則第3条関係第1項の規定の 例に準じて算定した当該官署 から住宅までの距離が60キ ロメートル未満の範囲をい う。以下同じ。)内又は直近 の官署異動等の直前の住居と 同一の市町村(特別区を含む ものとする。以下同じ。)内 に所在する住宅に転居する職 員
- 二 人事院規則9-89(単身 赴任手当)(以下「規則」という。)第2条第3号に掲げ る事情があると認められる職 員(前号に掲げる職員を除 く。)
- 三 規則第5条関係第4項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号又は第9号に掲げる事情があると認められる職員(この項第1号に掲げ

員のうち次に掲げるものとす る。

一 配偶者が住居の移転を伴う 直近の<u>異動等</u>の直前に在勤し ていた官署の通勤圏(規則第 3条関係第1項の規定の例に 準じて算定した当該官署から 住宅までの距離が60キロメ ートル未満の範囲を<u>いう。)</u> 内に所在する住宅に転居する 職員

(新設)

二 規則第5条関係第4項第1 号から第3号まで、第5号、 第6号、第8号又は第9号に 掲げる事情があると認められ る職員(前号に掲げる職員を る職員を除く。)

<u>四</u> その他<u>前各号</u>に類する事情 があると認められる職員 規則第2条関係

- <u>規則</u>第2条第4号の「人事院 の定めるこれに準ずる住宅」
   は、次に掲げる住宅とする。
  - 一 (略)
  - 二 職員又は配偶者の<u>扶養親族</u> たる者(給与法第11条第2 項に規定する扶養親族をい う。)が所有する住宅、所有 権留保契約により購入した住 宅又は譲渡担保のための移転 をしている住宅
- 2 規則第2条第5号の「前各号 に類する事情」は、次に掲げる 事情とする。
  - 一~五 (略)
  - 六 配偶者が職員又は配偶者の 所有に係る住宅(前項各号に 掲げる住宅を含み、職員がか つて在勤していた官署(検察 官であった者、給与法第11

除く。)

- 三 その他前2号に類する事情があると認められる職員規則第2条関係
  - 1 <u>人事院規則9-89</u>(単身赴 任手当)(以下「規則」とい <u>う。)</u>第2条第4号の「人事院 の定めるこれに準ずる住宅」 は、次に掲げる住宅とする。
    - 一 (略)
    - 二 職員又は配偶者の<u>扶養親族</u> たる者が所有する住宅、所有 権留保契約により購入した住 宅又は譲渡担保のための移転 をしている住宅
  - 2 規則第2条第5号の「前各号 に類する事情」は、次に掲げる 事情とする。

#### $-\sim$ 五 (略)

六 配偶者が職員又は配偶者の 所有に係る住宅(前項各号に 掲げる住宅を含み、職員がか つて在勤していた官署(検察 官であった者、給与法第11 条の7第3項に規定する行政| 執行法人職員等(以下「行政 執行法人職員等」という。) であった者又は港湾法(昭和| 25年法律第218号)第4 3条の29第1項若しくは民 間資金等の活用による公共施 設等の整備等の促進に関する 法律(平成11年法律第11 7号)第78条第1項に規定 する国派遣職員(以下この号 において「国派遣職員」とい | う。) であった者から人事交 | 流等により引き続き俸給表の 適用を受ける職員となった者 にあっては、検察官、行政執 行法人職員等又は国派遣職員 としての在職の間の勤務箇所 を含む。以下この号及び次号 において同じ。)の通勤圏内 に所在する住宅又は職員が当 該官署に在勤していた間に居 住していた住宅であって通勤 圏内に所在しないものに限 | る。)を管理するため、当該 | 住宅に転居すること。ただ

条の7第3項に規定する行政 執行法人職員等(以下「行政 執行法人職員等」という。) であった者又は港湾法(昭和 25年法律第218号)第4 3条の29第1項若しくは民 間資金等の活用による公共施 設等の整備等の促進に関する 法律(平成11年法律第11 7号) 第78条第1項に規定 する国派遣職員(以下「国派 遣職員」という。)であった 者から引き続き俸給表の適用 を受ける職員となった者に あっては、検察官、行政執行 法人職員等又は国派遣職員と しての在職の間の勤務箇所を 含む。以下この号及び次号に おいて同じ。)の通勤圏(規 則第3条関係第1項の規定の 例に準じて算定した当該官署 から住宅までの距離が60キ <u>ロメート</u>ル未満の範囲をい う。以下この号及び次号にお いて同じ。) 内に所在する住 宅又は職員が当該官署に在勤

し、配偶者以外に当該住宅を 管理する者がいない場合に限 る。

七 職員又は配偶者が住居の移 転を伴う直近の官署を異にす る異動又は在勤する官署の移 転(検察官であった者又は行 政執行法人職員等であった者 から人事交流等により引き続 き俸給表の適用を受ける職員 となった場合の当該適用を含 む。以下この号において「人 事交流等による異動等」とい う。)の前日までに住宅(職 員が当該人事交流等による異 動等の直前に在勤していた官 署の通勤圏内に所在する住宅 に限る。) を購入する契約又 は新築する建築工事について の請負契約を締結した場合に おいて、配偶者が当該住宅の 管理等を行うため、当該人事 | していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

七 職員又は配偶者が住居の移 転を伴う直近の官署を異にす る異動又は在勤する官署の移 転(検察官であった者又は行 政執行法人職員等であった者 から引き続き俸給表の適用を 受ける職員となった場合の当 該適用を含む。以下この号並 びに規則第3条関係第2項第 1号及び第2号において「異 動等」という。)の前日まで に住宅(職員が当該異動等の 直前に在勤していた官署の通 勤圏内に所在する住宅に限 る。以下この号において同 <u>じ。</u>) を購入する契約<u>又は住</u> 宅を新築する建築工事につい ての請負契約を締結した場合 において、配偶者が当該住宅 交流等による異動等の直前の 住居に引き続き居住すること 又は当該人事交流等による異 動等の直前に在勤していた官 署の通勤圏内若しくは当該人 事交流等による異動等の直前 の住居と同一の市町村内に所 在する住宅に転居すること。 ただし、配偶者以外に当該管 理等を行う者がいる場合及び 規則第2条第4号に該当する 場合を除く。

八 (略)

規則第3条関係

- 1 (略)
- 2 規則第3条第2号の「前号に 相当する程度に通勤が困難であ ると認められる」場合は、次の 各号のいずれかに該当する場合 とする。
  - 一 前項に規定する最も経済的 かつ合理的と認められる通常 の経路及び方法による通勤が 不可能である場合(通勤のた め自動車を使用することを常 例とする場合であって、住居

の管理等を行うため、当該<u>異</u> 動等の直前の住居に引き続き 居住すること。ただし、配偶 者以外に<u>当該住宅の管理等</u>を 行う者がいる場合及び規則第 2条第4号に該当する場合を 除く。

八 (略)

規則第3条関係

- 1 (略)
- 2 規則第3条第2号の「前号に 相当する程度に通勤が困難であ ると認められる」場合は、次の 各号のいずれかに該当する場合 とする。
  - 一 前項に規定する最も経済的 かつ合理的と認められる通常 の経路及び方法による通勤が 不可能である場合(通勤のた め自動車を使用することを常 例とする場合であって、住居

の移転を伴う直近の<u>官署を異</u>
にする異動又は在勤する官署
の移転(新たに俸給表の適用
を受ける職員となった場合の
当該適用及び規則第5条第2
項第1号に規定する事由発生
を含む。以下「異動等」とい
う。)の直前の住居又は配偶
者の住居から自動車により通
勤するものとした場合の通勤
時間が1時間以内となるときを除く。次号において同じ。)

二·三 (略)

3 (略)

## 規則第4条関係

規則第4条第1項の交通距離の 算定は、規則第3条関係第1項の 例に準じて行うものとする。ただ し、最も経済的かつ合理的と認め られる通常の交通の経路及び方法 の一部が別表に掲げる航空機によ る経路のいずれかに該当する場合 の同条第1項の交通距離は、規則 第3条関係第1項の例に準じて算 定した距離に200キロメートル の移転を伴う直近の<u>異動等</u>の 直前の住居又は配偶者の住居 から自動車により通勤するも のとした場合の通勤時間が1 時間以内となるときを除く。 次号において同じ。)

二•三 (略)

3 (略)

## 規則第4条関係

規則第4条第1項の交通距離の 算定は、規則第3条関係第1項の 例に準じて行うものとする。ただ し、最も経済的かつ合理的と認め られる通常の交通の経路及び方法 の一部が別表に掲げる航空機によ る経路のいずれかに該当する場合 の同項の交通距離は、規則第3条 関係第1項の例に準じて算定した 距離に200キロメートル(当該 ル以上である場合にあっては、5 00キロメートル)を加算した距し 離とする。

## 規則第5条関係

1 次の各号に掲げる事由が発生 した職員については、当該各号 に定める勤務箇所を規則第2条 | 関係第2項第6号及び第7号並 びにこの規則第5条関係第4項 第1号及び第10号の官署と、 当該事由を規則第2条関係第2 項第7号の人事交流等による異 動等とみなして、規則第2条関 係第2項第6号及び第7号並び にこの規則第5条関係第4項第 1号及び第10号の規定を適用 する。

## 一•二 (略)

三 国と民間企業との間の人事 交流に関する法律第2条第4 項に規定する交流採用(以下) この号において「交流採用」 という。)をされたこと 当 該交流採用の直前に雇用され ていた民間企業における在職 |

(当該距離が1500キロメート 距離が1500キロメートル以上 である場合にあっては、500キ ロメートル)を加算した距離とす る。

## 規則第5条関係

1 次の各号に掲げる事由が発生 した職員については、当該各号 に定める勤務箇所を規則第2条 関係第2項第6号及び第7号の 官署と、当該事由を同号並びに 規則第3条関係第2項第1号及 び第2号の異動等とみなして、 規則第2条関係第2項第6号及 び第7号並びに規則第3条関係 第2項第1号及び第2号の規定 を適用する。

#### **一・** 二 (略)

三 国と民間企業との間の人事 交流に関する法律第2条第4 項に規定する交流採用(以下 「交流採用」という。)をさ れたこと 当該交流採用の直 前に雇用されていた民間企業 における在職期間中の勤務箇 期間中の勤務箇所

四 (略)

2 · 3 (略)

- 4 規則第5条第2項第4号、第 6号及び第7号に掲げる職員の うち、配偶者のある職員に係る 「人事院の定める特別の事情」 は、次に掲げる事情とする。
  - 配偶者が疾病等により介護 を必要とする状態にある職員 又は配偶者の父母を介護する ため、旧勤務地住宅(住居の 移転を伴う直近の異動等の直 前の住居(当該住居と同一の 市町村内に所在する住宅を含 む。以下この号において「異 動直前住居」という。)又は 職員がかつて在勤していた官 署(検察官であった者又は行 政執行法人職員等であった者 から人事交流等により引き続 き俸給表の適用を受ける職員 となった者にあっては検察官 又は行政執行法人職員等とし ての在職の間の勤務箇所を含 む。以下この号及び第10号

所

四 (略)

2 · 3 (略)

- 4 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員の うち、配偶者のある職員に係る 「人事院の定める特別の事情」 は、次に掲げる事情とする。
  - 一 配偶者が疾病等により介護 を必要とする状態にある職員 又は配偶者の父母を介護する ため、旧勤務地住宅(職員が かつて在勤していた官署(検 察官であった者又は行政執行 法人職員等であった者から人 事交流等により引き続き俸給 表の適用を受ける職員となっ た者にあっては検察官又は行 政執行法人職員等としての在 職の間の勤務箇所、定年前再 任用をされた職員にあっては 当該定年前再任用の直前の職 員としての引き続く在職期間 中の勤務箇所、国際機関等派 遺等から職務に復帰した職 員、交流採用をされた職員又

において同じ。)の<u>通勤圏</u>内 に所在する住宅<u>(異動直前住</u> 居を除く。)若しくは職員が 当該官署に在勤していた間に 居住していた住宅であって通 勤圏内に所在しない<u>もの(異</u> 動直前住居を除く。)をい う。<u>以下この項及び次項において同じ</u>。)に転居すること。

二·三 (略)

四 子が住居の移転を伴う直近 の<u>異動等</u>の日以後に疾病等を 発症し、かつ、当該異動等に 伴う転居後の住居に引き続き 居住した場合には当該疾病等

は休職から復職した職員に あっては当該国際機関等派遣 等の期間中の勤務箇所、当該 交流採用の直前に雇用されて いた民間企業における在職期 間中の勤務箇所又は当該休職 の期間中の勤務箇所を含む。 以下この号及び第10号にお いて同じ。)の通勤圏(規則 第3条関係第1項の規定の例 に準じて算定した当該官署か ら住宅までの距離が60キロ メートル未満の範囲をいう。 以下この号及び第10号にお いて同じ。) 内に所在する住 宅又は職員が当該官署に在勤 していた間に居住していた住 宅であって通勤圏内に所在し ない<u>もの</u>をいう。<u>以下同</u> <u>じ</u>。) に転居すること。

二•三 (略)

四 子が住居の移転を伴う直近 の官署を異にする異動又は在 動する官署の移転(検察官で あった者又は行政執行法人職 員等であった者から引き続き について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を 養育するため、転居すること。

五~十一 (略)

- 5 (略)
- 6 規則第5条第2項第8号の 「人事院の定める職員」は、次 に掲げる職員とする。
  - 一 同一官署内における異動又 は職務内容の変更等に伴い、 職務の遂行上住居を移転し、 規則第2条に規定するやむを

俸給表の適用を受ける職員と なった場合の当該適用及び定 年前再任用をされた場合、国 際機関等派遣等から職務に復 帰した場合、交流採用をされ た場合又は休職から復職した 場合の当該定年前再任用、復 帰、交流採用又は復職を含 む。以下「異動等」とい う。)の日以後に疾病等を発 症し、かつ、当該異動等に伴 う転居後の住居に引き続き居 住した場合には当該疾病等に ついて適切な治療等を受ける ことができないと認められる ときに、配偶者が当該子を養 育するため、転居すること。

五~十一 (略)

- 5 (略)
- 6 規則第5条第2項第8号の 「人事院の定める職員」は、次 に掲げる職員とする。
  - 一 同一官署内における異動又 は職務内容の変更等(検察官 であった者又は行政執行法人 職員等であった者から人事交

得ない事情(配偶者のない職員にあっては、規則第5条第2項第3号に規定する人事院の定は規定する人事情)により、同居といた配偶者等(同項第4号に規定する配偶者等をいう。以下同じ。)ととなるととなるととなるととなるを得ないるで、要等のであるを得ないと事務のであるもののうち、次のいる職員

イ・ロ (略)

二 同一官署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務の遂行上住居を移転した

流等により引き続き俸給表の 適用を受ける職員となった者 にあっては当該適用、定年前 再任用をされた者にあっては 当該定年前再任用。以下この 号及び次号において同じ。) に伴い、職務の遂行上住居を 移転し、規則第2条に規定す るやむを得ない事情(配偶者 のない職員にあっては、規則 第5条第2項第3号に規定す る人事院の定める事情)によ り、同居していた配偶者等 (同項第4号に規定する配偶 者等をいう。以下同じ。) と 別居することとなった職員 で、当該異動又は職務内容の 変更等の直後の職務の遂行上 住居を移転せざるを得ないと 事務総長が認めるもののう ち、次のいずれかに掲げる職 員

イ・ロ (略)

二 同一官署内における異動又 は職務内容の変更等に伴い、 職務の遂行上住居を移転した 後、人事院の定める特別の事士 情(<u>第4項中「異動</u>等」とあ るのを「同一官署内における 異動又は職務内容の変更等」 と読み替えた場合の同項又は 前項に規定する人事院の定め る特別の事情をいう。)によし り、当該異動又は職務内容の 変更等の直前に同居していた 配偶者等と別居することと なった職員(当該別居が当該 異動又は職務内容の変更等の 日から起算して3年以内に生し じた職員に限る。) で、当該 | 別居の直後の職務の遂行上住 居を移転して配偶者等と同居 することができないと事務総 長が認めるもののうち、次の いずれかに掲げる職員

イ・ロ (略)

三 配偶者のある職員で給与法 第12条の2第1項又は第3 項の単身赴任手当を支給され る職員たる要件に該当してい

後、人事院の定める特別の事 情(第4項第4号中「官署を 異にする異動又は在勤する官 署の移転」とあるのを「同一 官署内における異動又は職務 内容の変更等」と読み替えた 場合の同項又は前項に規定す る人事院の定める特別の事情 をいう。)により、当該異動 又は職務内容の変更等の直前 に同居していた配偶者等と別 居することとなった職員(当 該別居が当該異動又は職務内 容の変更等の日から起算して 3年以内に生じた職員に限 る。) で、当該別居の直後の 職務の遂行上住居を移転して 配偶者等と同居することがで きないと事務総長が認めるも ののうち、次のいずれかに掲 げる職員

イ・ロ (略)

三 配偶者のある職員で給与法 第12条の2第1項又は第3 項の単身赴任手当を支給され る職員たる要件に該当してい

なった場合において、当該配 偶者を欠くこととなった職員 のうち、官署を異にする異動 若しくは在勤する官署の移転 又は同一官署内における異動 若しくは職務内容の変更等 (検察官であった者又は行政 執行法人職員等であった者か ら引き続き俸給表の適用を受 ける職員となったものにあっ ては当該適用、定年前再任用 をされたもの、国際機関等派 遣等から職務に復帰したも の、交流採用をされたもの又 は休職から復職したものに あっては当該定年前再任用、 復帰、交流採用又は復職)の 直前に配偶者のない職員で あったものとした場合に規則 第5条第2項第3号から第7 号まで又は前2号に掲げる職 員たる要件に該当することと なる職員

るものが配偶者を欠くことと

四 検察官であった者又は行政 執行法人職員等であった者か

四 検察官であった者又は行政 執行法人職員等であった者か

ら人事交流等により引き続き 俸給表の適用を受ける職員と なった者のうち、検察官又は 行政執行法人職員等としての 在職を俸給表の適用を受ける 職員としての在職と、その間 の勤務箇所を給与法第12条 | の2第1項若しくは第3項、 規則第5条第2項第2号から 第6号まで(これらの規定を| 同項第7号の規定により読み 替えて適用する場合を含む。 以下この項において同じ。) 又は前3号の官署とみなした | 場合に、当該人事交流等によ り俸給表の適用を受ける前か ら引き続き給与法第12条の 2第1項若しくは第3項(同 項に規定する人事院規則で定 める職員に係る部分を除 く。)、規則第5条第2項第 2号から第6号まで又は前3 号に規定する職員たる要件に 該当することとなる職員

五 定年前再任用をされた職員、国際機関等派遣等から職員

ら人事交流等により引き続き 俸給表の適用を受ける職員と なった者のうち、検察官又は 行政執行法人職員等としての 在職を俸給表の適用を受ける 職員としての在職と、その間 の勤務箇所を給与法第12条 の2第1項、規則第5条第2 項第2号から第6号まで又は 前3号の官署とみなした場合 に、当該人事交流等により俸 給表の適用を受ける前から引 き続き給与法第12条の2第 1項、規則第5条第2項第2 号から第6号まで又は前3号 に規定する職員たる要件に該 当することとなる職員

五 定年前再任用をされた職 員、国際機関等派遣等から職 務に復帰した職員又は休職かし ら復職した職員のうち、定年 前再任用の直前の職員として の引き続く在職期間中の勤務 箇所、国際機関等派遣等の期 間中の勤務箇所又は休職の期 間中の勤務箇所を給与法第1 2条の2第1項若しくは第3 項、規則第5条第2項第2号 から第6号まで又は第1号か ら第3号までの官署とみなし た場合に、定年前再任用(直| 近のものに限る。) 又は当該 職務への復帰若しくは休職か らの復職前から引き続き給与し 法第12条の2第1項若しく は第3項(同項に規定する人 事院規則で定める職員に係る 部分を除く。)、規則第5条 第2項第2号から第6号まで 又は第1号から第3号までに 規定する職員たる要件に該当 することとなる職員

五の二人事院規則8-12(職員の任免)第42条第2項の規定により同項第3号に

務に復帰した職員又は休職か ら復職した職員のうち、定年 前再任用の直前の職員として の引き続く在職期間中の勤務 箇所、国際機関等派遣等の期 間中の勤務箇所又は休職の期 間中の勤務箇所を給与法第1 2条の2第1項、規則第5条 第2項第2号から第6号まで 又は第1号から第3号までの 官署とみなした場合に、定年 前再任用(直近のものに限 る。) 又は当該職務への復帰 若しくは休職からの復職前か ら引き続き給与法第12条の 2第1項、規則第5条第2項 第2号から第6号まで又は第 1号から第3号までに規定す る職員たる要件に該当するこ ととなる職員

(新設)

掲げる官職に任期を定めて採 用された職員が、その任期の 満了後に引き続いて国家公務 員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第109号。 <u>次号におい</u>て「育児休業法」 という。)第7条第1項の規 定により任期を定めて採用さ れた場合(当該採用により処 理する同項に規定する業務が 当該職員の同号に規定する業 <u> 務と同一である場合に限</u> る。) において、当該任期の 満了前の職員としての引き続 く在職期間中の勤務箇所を給 与法第12条の2第1項若し くは第3項、規則第5条第2 項第2号から第6号まで又は 第1号から第3号までの官署 とみなした場合に、当該任期 の満了前から引き続き給与法 第12条の2第1項若しくは 第3項(同項に規定する人事 院規則で定める職員に係る部 分を除く。)、規則第5条第 2項第2号から第6号まで又

は第1号から第3号までに規定する職員たる要件に該当することとなる職員

六 単身赴任手当の支給を受け | ている配偶者(検察官であっ た者又は行政執行法人職員等 であった者から人事交流等に より引き続き俸給表の適用を 受ける職員となった配偶者で 第4号に掲げる職員に該当す るもの、定年前再任用をされ た配偶者、国際機関等派遣等 から職務に復帰した配偶者又 は休職から復職した配偶者で 第5号に掲げる職員に該当す るもの及び育児休業法第7条 第1項の規定により任期を定 めて採用された配偶者で前号 に掲げる職員に該当するもの を含む。以下この号において 同じ。)が官署を異にする異 動又は在勤する官署の移転 (検察官であった者又は行政 執行法人職員等であった者か ら人事交流等により引き続き | 俸給表の適用を受ける職員と

六 単身赴任手当の支給を受け ている配偶者(検察官であっ た者又は行政執行法人職員等 であった者から人事交流等に より引き続き俸給表の適用を 受ける職員となった配偶者で 第4号に掲げる職員に該当す るもの、定年前再任用をされ た配偶者及び国際機関等派遣 等から職務に復帰した配偶者 又は休職から復職した配偶者 で前号に掲げる職員に該当す るものを含む。以下この号に おいて同じ。)が官署を異に する異動又は在勤する官署の 移転(検察官であった者又は 行政執行法人職員等であった 者から人事交流等により引き 続き俸給表の適用を受ける職 員となった配偶者で第4号に 掲げる職員に該当するものに あっては当該適用、定年前再 任用をされた配偶者、国際機 なった配偶者で第4号に掲げ | る職員に該当するものにあっ ては当該適用、定年前再任用 をされた配偶者、国際機関等 派遣等から職務に復帰した配 偶者又は休職から復職した配 偶者で第5号に掲げる職員に 該当するものにあっては当該 定年前再任用、復帰又は復 職、育児休業法第7条第1項| の規定により任期を定めて採 用された配偶者で前号に掲げ る職員に該当するものにあっ ては当該採用。以下この号に おいて同じ。) に伴い職員が 居住する住居に転居した日 (その日が当該異動又は官署 の移転の日から当該異動又は 官署の移転の直後に在勤する 官署への勤務を開始すべきこ ととされる日までの間にある 場合に限る。)と同日の異動 等に伴い住居を移転すること により引き続き当該配偶者と 別居することとなった職員 で、当該異動等の直前の住居

関等派遣等から職務に復帰し た配偶者又は休職から復職し た配偶者で前号に掲げる職員 に該当するものにあっては当 該定年前再任用、復帰又は復 職。以下この号において同 じ。)に伴い職員が居住する 住居に転居した日(その日が 当該異動又は官署の移転の日 から当該異動又は官署の移転 の直後に在勤する官署への勤 務を開始すべきこととされる 日までの間にある場合に限 る。)と同日の異動等に伴い 住居を移転することにより引 き続き当該配偶者と別居する こととなった職員で、当該異 動等の直前の住居から当該異 動等の直後に在勤する官署に 通勤することが規則第3条に 規定する基準に照らして困難 であると認められるもの(規 則第5条第2項第2号又は<u>第</u> 5号の人事院が認める職員を 含む。)(当該日の同一官署 内における異動又は職務内容 から当該異動等の直後に在勤し する官署に通勤することが規 則第3条に規定する基準に照 らして困難であると認められ るもの(規則第5条第2項第 2号又は第5号(これらの規 定を同項第7号の規定により 読み替えて適用する場合を含 む。)の人事院が認める職員 を含む。) (当該日の同一官 | 署内における異動又は職務内 容の変更等に伴い職務の遂行 上住居を移転することにより 引き続き当該配偶者と別居す | ることとなった職員で、当該 異動又は職務内容の変更等の 直後の職務の遂行上住居を移 転せざるを得ないと事務総長 が認めるものを含む。)のう ち、単身で生活することを常 | 況とする職員又は満15歳に 達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある子のみと 同居して生活することを常況 とする職員。ただし、当該配 偶者が単身赴任手当の支給を

の変更等(検察官であった者 又は行政執行法人職員等で あった者から人事交流等によ り引き続き俸給表の適用を受 ける職員となった者にあって は当該適用、定年前再任用を された者にあっては当該定年 前再任用)に伴い職務の遂行 上住居を移転することにより 引き続き当該配偶者と別居す ることとなった職員で、当該 異動又は職務内容の変更等の 直後の職務の遂行上住居を移 転せざるを得ないと事務総長 が認めるものを含む。)のう ち、単身で生活することを常 況とする職員又は満15歳に 達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある子のみと 同居して生活することを常況 とする職員。ただし、当該配 偶者が単身赴任手当の支給を 受ける場合を除く。

受ける場合を除く。

## 規則第7条関係

1 単身赴任届の様式は、別紙第 1のとおりとする。ただし、各 る各庁の長又はその委任を受け | た者をいう。以下同じ。)は、 単身赴任手当の支給に関し支障し のない範囲内で、様式中の各欄 の配列を変更し又は各欄以外の 欄を設定する等当該様式を変更 し、これによることができる。

2 · 3 (略)

- 4 第3項の「人事院が定める場 合」は、規則第9条関係第3項 の規定の適用を受ける職員が引 き続き俸給表の適用を受けるこ ととなる場合(各庁の長を異に して俸給表の適用を受けること となる場合を除く。)とする。
- 5 単身赴任届は、職員が併任さ れている場合には、本務庁に届 け出るものとする。

6 (略)

規則第8条関係

1 単身赴任手当認定簿の様式 |

規則第7条関係

1 単身赴任届の様式は、別紙第 1のとおりとする。ただし、各 含む。以下同じ。)は、単身赴 任手当の支給に関し支障のない 範囲内で、様式中の各欄の配列 を変更し又は各欄以外の欄を設 定する等当該様式を変更し、こ れによることができる。

2 • 3 (略)

(新設)

(新設)

4 (略)

規則第8条関係

1 単身赴任手当認定簿の様式

は、別紙第2のとおり<u>とする。</u> は、別紙第2のとおり<u>とする。</u> ただし、各庁の長は、単身赴任 手当の支給に関し支障のない範 囲内で、様式中の各欄の配列を 変更し又は各欄以外の欄を設定 する等当該様式を変更し、これ によることができる。

(削る)

# 2 (略)

3 各庁の長は、職員に給与法第 12条の2関係第2項第4号、 規則第2条関係第2項第8号若 しくは規則第5条関係第3項第 2号、第4項第11号若しくは 第5項第2号に掲げる事情があ ると認め、又は職員が規則第3 条関係第2項第3号に掲げる場 合に該当すると認めるに当たっ ては、あらかじめ事務総長に協 議するものとする。

規則第9条関係

1 • 2 (略)

2 前項に規定する単身赴任手当 認定簿の様式については、規則 第7条関係第1項ただし書に規 定する単身赴任届の様式の例に 準じて取り扱うものとする。

## 3 (略)

4 各庁の長は、職員に給与法第 12条の2関係第2項第3号、 規則第2条関係第2項第8号若 しくは規則第5条関係第3項第 2号、第4項第11号若しくは 第5項第2号に掲げる事情があ ると認め、又は職員が規則第3 条関係第2項第3号に掲げる場 合に該当すると認めるに当たっ ては、あらかじめ事務総長に協 議するものとする。

規則第9条関係

1 • 2 (略)

- 3 規則第9条第1項の「人事院 | (新設) が定める場合」は、単身赴任手 当を受けている職員で離職の日 又はその翌日(当該翌日が行政 機関の休日(行政機関の休日に 関する法律(昭和63年法律第 91号) 第1条に規定する行政 機関の休日をいう。以下この項 において同じ。) に当たるとき は、当該翌日後において当該翌 日に最も近い行政機関の休日で ない日を含む。)に引き続き俸 給表の適用を受けることとなる 職員(当該適用の時点で、給与 法第12条の2第1項又は第3 項の職員たる要件を具備してい る職員に限る。) が当該離職の みを理由として、給与法第12 条の2第1項又は第3項の職員 たる要件を欠くに至る場合と し、規則第9条第1項の「人事 院が定める日」は、当該職員が 俸給表の適用を受けることと なった日とする。
- (同条第2項において準用する
- 4 規則第9条第1項ただし書 3 規則第9条第1項ただし書 (同条第2項において準用する

場合を含む。)の「15日」の 期間及び「届出を受理した日」 の取扱いについては、給実甲第 580号(扶養手当の運用につ いて)<u>規則第5条関係</u>第3項及 び第4項の規定の例によるもの とする。

別表

(略)

那覇空港~新石垣空港

備考 (略)

別紙第1

記入上の注意

 $1 \sim 4$  (略)

5 <u>新たに</u>俸給表の適用を受ける こととなった者又は<u>国際機関等</u> 派遣等から職務に復帰した者若 しくは休職から復職した者に あっては、「異動」とあるのを それぞれ「適用」又は<u>「復帰」</u> 若しくは「復職」と読み替えて 記入する。 場合を含む。)の「15日」の 期間及び「届出を受理した日」 の取扱いについては、給実甲第 580号(扶養手当の運用につ いて)給与法第11条の2及び 規則第3条関係第3項及び第4 項の規定の例によるものとす る。

別表

(略)

那覇空港~石垣空港

備考 (略)

別紙第1

記入上の注意

 $1 \sim 4$  (略)

5 検察官若しくは行政執行法人 職員等から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受けることとなった者又は定年前再任用 (暫定再任用を含む。)をされた者、国際機関等派遣等から職務に復帰した者、交流採用をされた者若しくは休職から復職した者にあっては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「再任用」、「復帰」、「交流

	採用」若しくは「復職」と読み
	替えて記入する。
6・7 (略)	6・7 (略)

以上